

輸入汚染米の流通総量

10月2日現在

作成：農民連

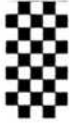
単位ト

政府米
政府米以外

03年～08年	販売総量	メタミドホス	アフラトキシン	アセタミプリド	その他輸入米	その他国産米	
政府⇒業者	7,400	3,469	10		1,807	2,115	輸入米75% 国産米25%
商社(3社)⇒業者	815			598	217		
合計	8,215	3,469	10	598	2,024	2,115	

	合計	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度
A 三笠フーズ	1,779	54	552	200	902	69	1
(うち中国産もち精米)	(800)				(770)	(30)	
メタミドホス汚染)							
B 太田産業	1,136	4	344	1	362	425	
(うち中国産もち精米)	(719)				(343)	(376)	
メタミドホス汚染)							
C (株)浅井	1,297	108	564	4	414	206	
(うち中国産もち精米)	(570)				(364)	(206)	
メタミドホス汚染)							
D 島田化学工業	236	202	30		1	3	
① 4社合計	4,448	368	1,490	205	1,679	703	1
(中国産46.9%)	(2,089)				(1,477)	(612)	
輸入商社⇒三笠							
住商	145			145			
双日	598				598		
アンドレイ・ファー	72			72			
② 商社販売分合計	815			217	598		
+②=③ 不正4業者合計	5,263	368	1,490	422	2,277	703	1
④ 調査中4業者分	2,076						
	(1,380)						
⑤ 適正使用確認	213						
(9業者)							
⑥ 食用販売	661						
⑦ 飼料用販売	3						
③~⑦ 総計	8,216						

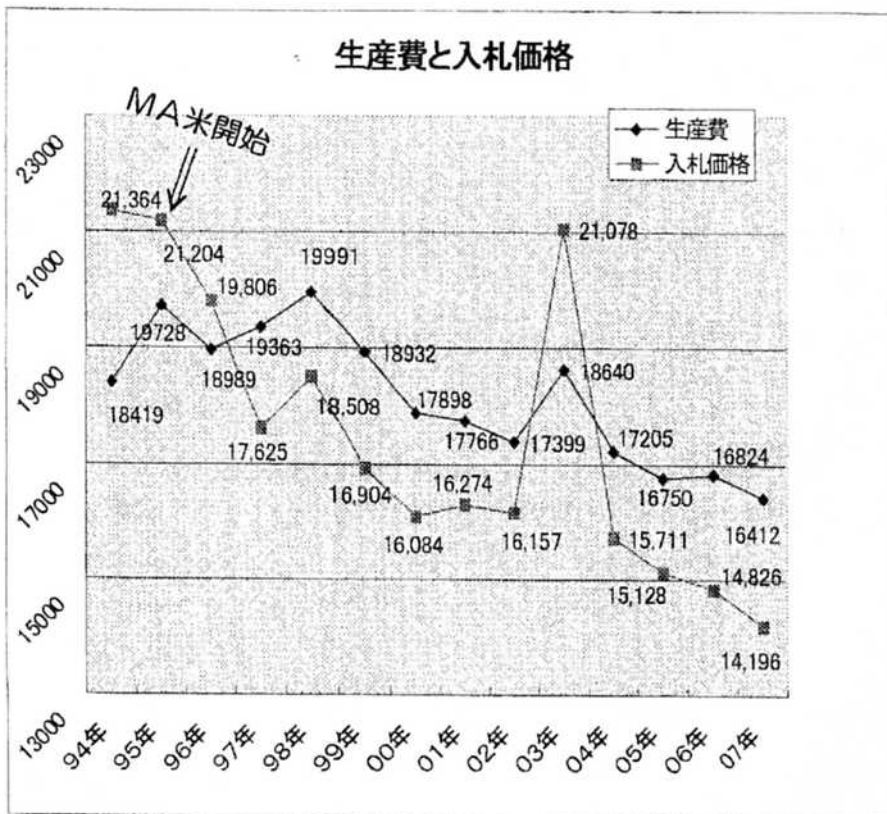
説明状況	購入総量	在庫・正規使用	不正使用	一般カビ等	調査状況
三笠フーズ	2,594	895	573	1,187	県警が捜査着手
太田産業	1,136		900		弁護士を立てて対応
(株)浅井	1,297		900		検査拒否(19日)
島田化学工業	236	3	233		全量消化済み、ルート解明断念(9月26日) 学食⇒41都道府県884万食



作成: 農民運動全国連合会 (農民連)

MA米の輸入(95年)以来下がり続ける米価 05年除き11年連続市場価格は生産原価割れ

1995年/21,204円(60k) ⇒ 2007年/14,196円



稲作農家の労賃は時給179円
(2007年度)

入札価格はコメ価格センターの全銘柄年間加重平均
生産費は農水省公表の全算入全国平均

*生産者の実際の手取りは入札価格から2,500円程度引いた額

作成 農民連ふるさとネットワーク

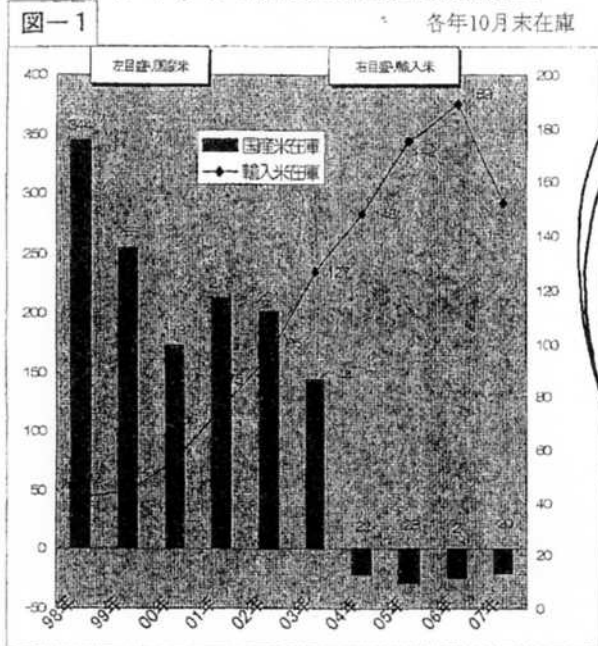
輸入汚染米事件が発覚した9月5日、政府は今年度第一回目のMA米入札を実施。

SBSに続きMA米一般入札も中止に

4万1千^トの枠で2万8千^トが成約しましたが、価格は昨年同時期の2.2倍。不要な米の輸入で世界の米不足と価格高騰に拍車をかけました。しかし、広がる汚

染米事件と世論に押され17日のSBS入札は中止し、一般入札も当面中止に。MA米反対の運動13年の面期的な成果です。輸入再開を許さない国民的な議論を巻き起こし、安全な国産米の安定供給を軸にした農政に大転換を。

増え続けた輸入米在庫とマイナス状態の国産米繰越

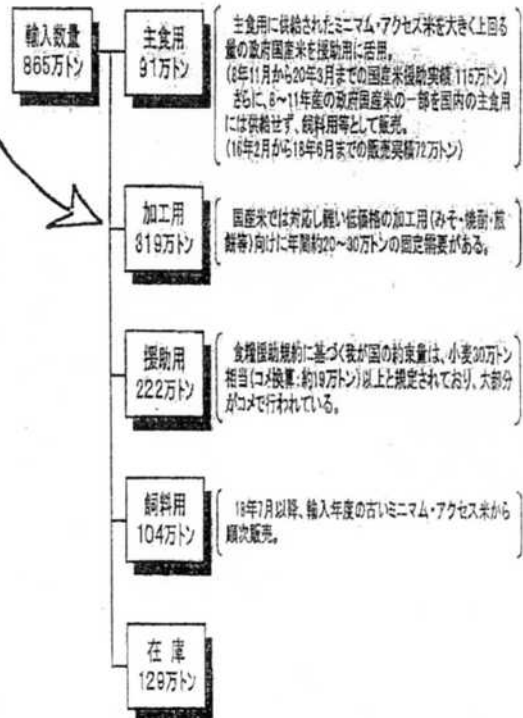


04年以降、政府が10月末在庫を公表しないため6月末在庫から試算

汚染事故米は加工用(みそ・焼酎・煎餅等)の中で処理されていた

(農水省より9月24日付け回答)

5 ミニマム・アクセス米の販売状況(平成7年4月~20年3月末)



資料: 農水省調べ

注: 1) 輸入数量は、平成20年3月末時点での政府購入実績である。
2) 在庫129万トには、飼料用数量55万トが含まれている。

図-3

輸入米の穴埋めに必要な国産は100万 ^ト	
輸入米の用途	08年度の予定を含む直近5年の平均(飼料用は3年の平均)
主食用	9万 ^ト
加工用	31万 ^ト
海外援助	13万 ^ト
飼料用	48万 ^ト
合計	101万 ^ト

旗

赤旗 18.9.14

(第3種郵便物認可)

13年間 汚染米輸入



汚染米輸入問題で追及する紙野議員(18日、参院農水委)

参院委で紙氏追及

参院農水委員会は十八日、毒性の強い発がん性のカビや農薬に汚染された外国産米が食用として転売されていた問題で閉会中審査を行いました。日本共産党の紙野三郎議員は、危険な外国産米の輸入を続けてきた政府の責任をたずねるとともに、事件の徹底説明を求めました。

政府は一九九五年(「MA米」)以来、WTO(世界貿易機関)農業協定のミニマムアクセス(MA米)として、(「義務」)だとして、年間七十七万トンを輸入している。紙野議員は、「MA米は義務ではないのに、義務だとしてこんな不衛生な米でも輸入してきたことが問題の背景にある」と指摘。「そ

農水省

1万トン実態把握せず

「小麦も同様」に調査約束

年度	トン
1995	28
96	34
97	23
98	184
99	1380
2000	522
01	699
02	571
03	1523
04	519
05	3848
06	418
07	773
合計	10728

(厚労省資料から)

れを進めてきた農水省、厚生労働省の資料をもとに紙氏が調べたところ、食品衛生法違反のMA米は二〇〇七年度までに一万七千二百二十八トンを輸入している。紙野議員は、「MA米は高関税を認められてきたにもかかわらず、そのなかには非衛生的な物もあるし、食品衛生法違反のものもあるかもしれない」と述べ、無反省な姿勢を示した。

紙野議員は、輸入業者と農水省との契約が、検疫で食品衛生法違反となったMA米も非食用として輸入できているようになっていると指摘。

紙野議員は、加工用として輸入された米も主食用に転用された可能性があると調査を要求しました。輸入小麦でも、汚染米と同様の事例があるとの内部告発を示し、あわせて調査を求めました。

農水省の町田勝弘総合食料局長は、加工用米について「徹底的に調査する」と答弁。輸入小麦についても町田氏に調査を求めました。

三笠フーズ 自民に献金

グループ2社が支部へ

輸入汚染米を不正転売していた三笠フーズ(大阪市北区)のグループ2社が、二〇〇三年から〇六年の四年間に、自民党の坪井一守(かすたか)元参院議員の関係支部に計八十八万円の献金をしてきたことが十八日、わか

りました。政治資金収支報告書によると、献金しているのは、三笠フーズの冬木三男社長と、社長を兼務する米穀卸会社「辰之白」の小売会社「辰之白米穀」。「自民党大阪市鶴見区第三支部」に、同社とも〇三年は各八万円、〇四年は各十二万円を献金していました。同支部の代表は、坪井元議員の第一公設秘書だった親族です。坪井氏は、大阪選挙区選出で、自民党参院議員を二期(約八年)務め、通商産業政務次官、国土政務次官などを歴任しました。三笠フーズの財務担当者も同日、「会費のような形で一社が月一万円ずつ、おつきあいしていたように思う」と献金の事実を認めました。

4

17年度食料貯蓄(文)

表5 用途別の売渡数量(一般輸入分及びSBS輸入分)の推移 (単位:t)

区分 年度	主食用	加工用	援助用	その他	合計
7	11,680	17,405	—	7	29,091
8	52,605	154,054	—	49	206,708
9	52,868	185,000	114,962	133	352,963
10	108,525	183,834	123,966	1,212	417,537
11	97,580	233,017	86,687	1,508	418,792
12	75,896	213,929	272,200	3,859	565,884
13	81,769	202,015	199,898	1,652	485,333
14	49,739	173,765	187,214	1,695	412,413
15	70,088	216,737	203,592	4,578	494,995
16	66,900	221,326	158,743	4,293	451,262
17	103,200	179,894	146,848	1,781	431,723
合計	770,850	1,980,976	1,494,110	20,767	4,266,707

注(1) その他は、カビの付着等による事故品の販売である。

～平17

注(2) 用途別の売渡数量は、1t未満を四捨五入しているため、各年度の合計数量と一致しない。

ミニマム・アクセス米の売渡しに当たっては、国内産米の需給状況等の様々な制約があることから、用途別に今後の需要の見通しについてみると、次のとおりとなっている。

(ア) 主食用途の需要

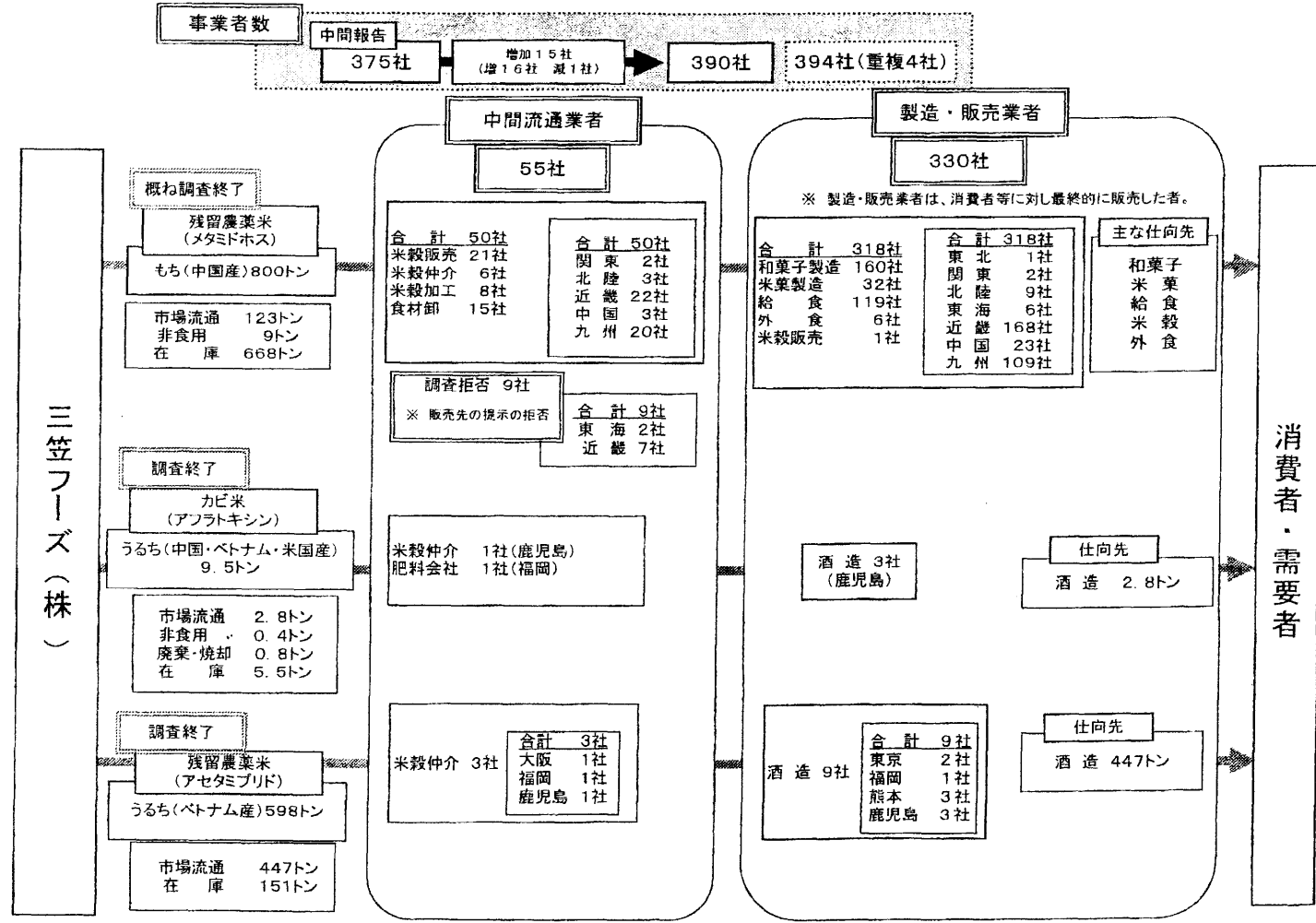
我が国の米の消費量は、長期的には減少傾向にあり、17年度では784万tとなっている。また、国民1人当たりの消費量は、最低輸入量の基準期間となった昭和61年から63年では71.0kgから73.4kgであったものが、平成17年度には61.4kgとなっており、基準期間の85%まで減少している状況である。

国内産米の生産調整については、昭和46年度から本格的にその対策を実施しており、ミニマム・アクセス米の輸入を開始した当時の平成7年産の生産量が1074万t(作付面積211万ha、生産調整面積66万ha)だったものが、17年産では生産目標数量は851万tとなっている。このように、現在においても国内産米の潜在的な生産力が需要を大幅に上回っている状況下で、生産調整は米穀の需給の均衡を図るための重要な手段として位置付けられている。また、

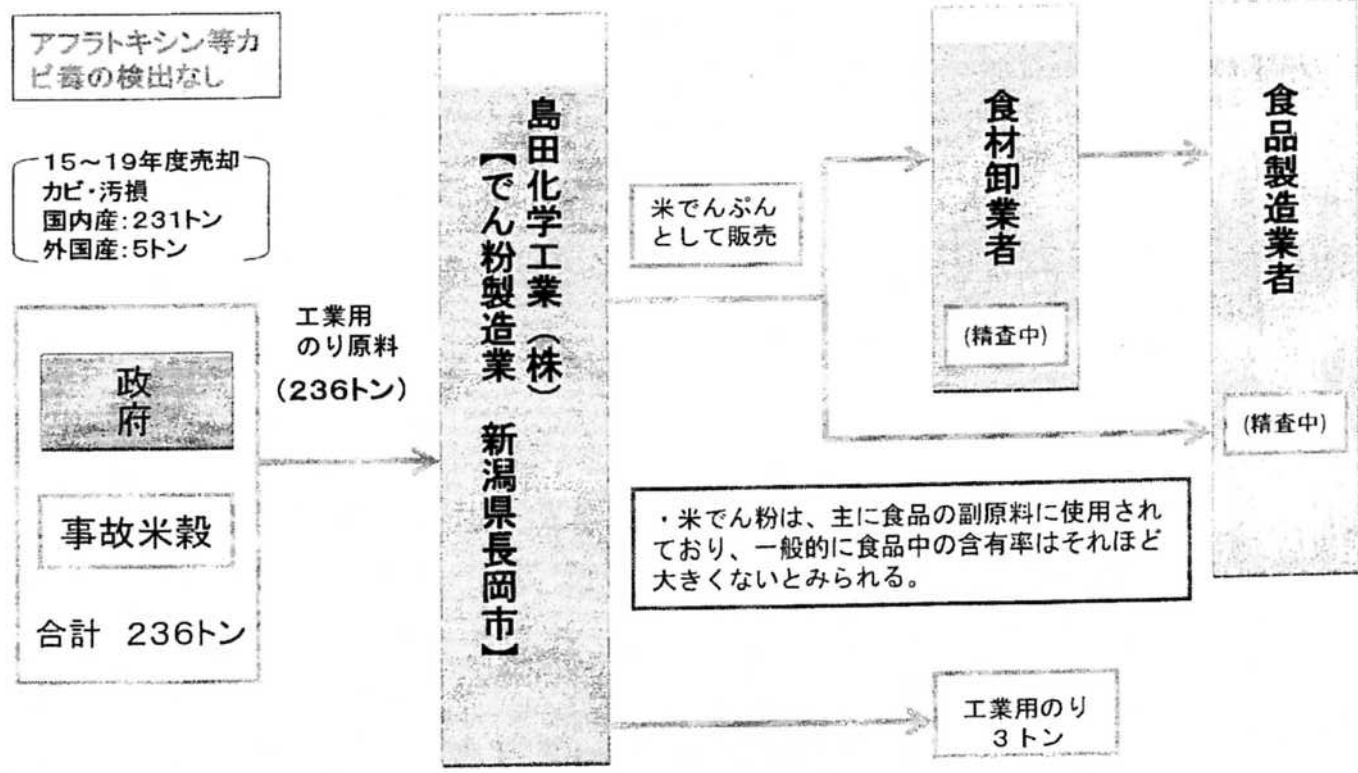
三笠フーズ（株）による不正規流通の概要

6.

農民運動全国連合会本部 To: 愛媛県農林民連 2008/10/03 17:24 #039 P.005



島田化学工業(株)による事故米穀の流通経路



9

農林水産省の取組に関する工程表

平成20年9月28日
農林水産省事故米対策本部

課 題	具体的内容	スケジュール
I 速やかに対応すべきもの		
1. 流通ルートの全容解明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流通ルートを徹底的に解明する ○ アフラトキシン、残留農薬を最優先とし、一般カビについても、ルート解明を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週金曜日午前、解明状況を発表 ○ 10月末を目途に、全体像を解明
2. 事故米麦の輸出国等への返送・廃棄を行うための国と輸入業者の契約条項の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と輸入業者との契約において、食衛法上問題がある場合には、輸出国等へ返送・廃棄する旨を契約上明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第2週に、契約条項を改定し、麦から輸入札再開
3. 国が保有する事故米穀の廃棄処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が保有する食衛法上問題がある事故米の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第1週を目途に、廃棄処分を開始
4. 米流通に関する検査マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳格な検査マニュアルの作成 ○ 抜き打ち検査は、即時実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第2週に、マニュアル作成
5. 経営支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 善意の関連事業者への回収費用等に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月第5週より、関連事業者の方々を訪問し、お詫びするとともに、状況を聞かせていただく ○ 10月末を目途に、支援スキームを決定
6. 職員の処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府・事故米穀の不正規流通に関する有識者会議における、これまでの行政対応の検証結果を踏まえ、速やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者会議のスケジュールによるが、可及的速やかに対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員倫理法違反については、調査結果を踏まえ、国家公務員倫理審査会と協議の上、速やかに対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査は、10月第1週に完了

課 題	具体的内容	スケジュール
II 次期通常国会への法案提出に向けて準備すべきもの 1. 米の流通規制	○ 米の取扱業者に関する規制のあり方（悪質業者に米を扱わせないようにする方法）について検討し、成案を得る	○ 米流通に関する専門家等で構成する「米流通システム検討会（仮称）」を立ち上げることとし、 ・10月第1週に、メンバーを決定 ・10月第3週に、第1回会合を開催 ○ 11月中に、新制度の骨格をまとめる
2. 米のトレサビリティ	○ 米の取扱業者に対する仕入れ・加工・販売等の記録の義務付け、行政庁に対する報告等について検討し、成案を得る	
3. 米の原料原産地表示	○ コメ関連商品に幅広く、原料米の原産国表示を義務付けることについて検討し、成案を得る	
4. その他	○ 罰則の強化等について検討し、成案を得る	
III 21年度を目途に準備すべきもの 1. 農林水産省の業務の見直し	○ 国内BSE発生の際の農林水産省の反省がなぜ生かされなかったのかを検証 ○ 全局庁・全地方組織の業務について、消費者・国民の視点から総点検 ○ 特に、米の売買業務のあり方については、十分検討の上、見直す	○ 10月第1週に、若手課長クラスを中心とする農林水産省改革チームを立ち上げ ○ 10月中に、各局庁・各地方組織で業務の総点検を行う ○ 11月中に、業務・組織のあり方の骨格を固め、これを公表する
2. 農林水産省の組織の見直し	○ 1の業務の見直しを踏まえて、組織のあり方を見直す ○ 特に、米の売買業務に関する組織のあり方、米取引に関する検査部門のあり方（販売部門との分離等）については、十分検討の上、これを見直す	
3. 検査職員の資質向上	○ 取引に係る検査ノウハウのある他省庁等との人事交流等	
IV I～III全体について	○ 以上I～IIIの農林水産省の取組について、省外の方々からの御意見を聞かせていただきながら進める	○ 農林水産省事故米対策本部で、省外の方々の御意見を聞かせていただく（1回目は、10月第1週を目途）

② 2006年度ミニマム・アクセス米登録商社

登 録 商 社 名
豊田通商㈱
丸紅㈱
伊藤忠商事㈱
住友商事㈱
三井物産㈱
双日㈱
川商フーズ㈱
アンドレイ・ファーイースト㈱
木徳神糧㈱
三菱商事㈱
太洋物産㈱
兼松㈱
㈱ヴォークス・トレーディング
太平洋貿易㈱
㈱カーギルジャパン
㈱組合貿易
東邦物産㈱
大倉アグリ㈱
群馬製粉㈱
㈱東食
岩谷産業㈱
飯田商事㈱
東海澱粉㈱
㈱ヤマタネ
濱田産業㈱
日進通商㈱
キリンインターナショナルトレーディング㈱
住金物産㈱
大丸興業㈱
東工コーセン㈱
西本貿易㈱
㈱日洋
㈱野村貿易
㈱ホクガン
㈱ミツハシ
㈱明治屋
計 (36社)

③ 2006年度ミニマム・アクセス米登録商社別輸入量
(単位:実トン)

商 社	輸入量(契約数量)
1	80,224
2	74,908
3	74,701
4	67,570
5	50,027
6	48,857
7	46,120
8	45,364
9	37,438
10	28,494
11	26,000
12	14,316
13	14,300
14	13,354
15	13,216
16	13,000
17	8,321
18	7,136
19	5,982
20	4,200
21	1,840
22	1,238
23	970
24	440
25	300
26	100
27	0
28	0
29	0
30	0
31	0
32	0
33	0
34	0
35	0
36	0
合 計	678,416

(注)③の商社名については、輸入量の多い社から番号を付している。

**「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、
外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める緊急請願署名**

【請願の趣旨】

米穀加工販売会社「三笠フーズ」に端を発した、いわゆる「汚染米」の食用への転用事件は、食の安全・安心を脅かす許せない事件です。その影響は、各地の学校給食や保育園、医療・福祉施設までも巻き込み、弁当やおにぎりとしても広く販売されたといえます。この事件は、もうけのためなら国民の健康もいのちをも顧みない一部の企業の反社会的な行為が直接の原因ですが、何度も内部告発を受けながら、これを見逃してきた政府・農林水産省の責任も重大です。

この事件の背景に、食の安全に対する政府の無責任さとともに、必要でもない外米を、「ミニマムアクセス米の輸入は義務だ」と強弁し、輸入し続けてきたことがあります。そのため、食品の輸入検査で問題があれば、輸出国に戻すか廃棄処分にすべきところを、「非食用」に切り替えてでも輸入実績を積み上げてきたのです。

しかも、政府は、規制緩和の一環とって国民の主食に関する責任を放棄し、米流通を原則自由化してきました。このことも、今回の事件を引き起こし、なおかつ全容解明を難しくしている理由です。

いま、世界は食料危機に直面しており、米不足と米価高騰が深刻です。このようなとき、4割の田んぼで減反を強制してまで外米を輸入することは、世界の食料事情から見ても異常です。外米＝ミニマムアクセス米の輸入は中止し、減反政策を見直して、世界の食料危機解決に貢献すべきです。

私たちは、食の安全・安心の確保のため、また、世界の食料危機解決のために、以下の事項の実現を強く求めます。

【請願事項】

1. 「汚染米」事件の全容解明と、徹底回収を国の責任で行うこと。
2. 需要のない外米（ミニマムアクセス米）の輸入は止めること。

氏 名	住 所

（この署名は、他の目的に使用せず個人情報保護の趣旨にそって管理されます）

2008年 月 日

衆議院議長殿
参議院議長殿

取り扱い団体／

12